

ツール・ド・九州2026佐賀ステージ（仮）機運醸成委託業務

仕様書

1 業務目的

本業務は、令和8年（2026年）10月に九州各県で開催予定の国際サイクルロードレース大会「ツール・ド・九州2026」における佐賀ステージ（仮）の機運醸成に向け、広報・情報発信等の企画を実施する。

2 業務概要

（1）業務名称

ツール・ド・九州2026佐賀ステージ（仮）機運醸成委託業務

（2）履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）までとする。

（3）履行場所

佐賀県SSP推進局コンベンションチームが指定する場所

3 業務内容

（1）広報・情報発信

ア プロモーション動画の制作

唐津市を中心とする県内景勝地やイベント等を動画または静止画で撮影するとともに、ツール・ド・九州2026実行委員会が所有する大会PR動画を組み合わせ、ツール・ド・九州2026佐賀ステージ（仮）の認知度を効果的に高める動画を制作する。

イ 佐賀ステージに特化したホームページ制作

ツール・ド・九州2026佐賀ステージ（仮）を中心とする関連情報を広く伝えるホームページを制作する。

ウ 有料広告掲載

県内発行の各種新聞・フリーペーパー等に佐賀ステージ（仮）の認知度を高める有料広告を掲載する。

エ サイネージ等デジタル広告の制作ならびに掲出

JR 佐賀駅や県内大型ショッピングモール等に設置されているサイネージ等のデジタル広告を使った広報・情報発信を行う。

オ 配布用ノベルティの制作

各種イベントで来場者等に配布するノベルティ（ポケットティッシュ、ステッカー

等)を企画・制作する。

カ 佐賀県内イベントでのブース出展

サイクリストに限らず多くの県民へ周知することを目的としたイベント又はキャンペーンを実施する。

キ その他大会PR物の制作

関係市町村等に設置・掲出するチラシ・ポスター等を制作し、納品する。

種 類	規 格	予定枚数	納品時期
チラシ	A4判／カラー／両面	10,000枚	1月
ポスター	A2判／カラー／片面	50枚	1月
のぼり（ポール込）	600mm×1,800mm	20枚	1月
テーブルクロス	3,200mm×1,400mm	10枚	1月

※なお、上記制作物のデザインについては、県が別途指定する業者が行うものとする。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議するとともに、担当者及び責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

なお、業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任したり、請け負わせたりすることはできない。主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得ることとし、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

(2) 打合せ・報告に関すること

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 著作権の帰属

(1) 受託者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県がこれらの成果品（データや写真、イラスト、動画、文章等を含む）を無償で自由に二次利用できるよう、著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

(2) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。成果品の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれ

の著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

- (3) 成果品に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

6 成果品

(1) 実施報告書

- ①業務概要
- ②業務の成果（参加人数、参加者の声、広報内容等）
- ③記録写真
- ④その他、必要と認められる書類

(2) 業務完了報告書

7 成果品納入場所

佐賀県SSP推進局 コンベンションチーム

〒840—8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新館6階

8 その他留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、本事業の目的を十分に理解したうえで、全体的なコンセプトを設定し、実現性の高い具体的な内容とすること。
- (2) サイクルスポーツ又はサイクルツーリズムの振興を図るため、サイクルに興味がない人も含め県民一体となった賑わい創出に務めること。
- (3) 本業務の内容は、天候等の影響を受けて変動する可能性があり、協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合は、申請・届出等を含めて、受託者がこれを行う。
- (5) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。受託業務の一部を第三者に再委託し又は請負わせる場合は、受託者は、当該再委託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- (7) 本業務により取得した個人情報は、コンベンションチームに無断で第三者に提供することはできない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。
- (8) 本業務にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。（侵害する恐れがある場

合は、受託者は責任をもってその解決にあたること。)

- (9) 本業務遂行にあたってコンベンションチームから紙または電子媒体により貸与・提供を受けた資料については、業務完了後速やかにコンベンションチームに返却または、コンベンションチームの指示する方法により処分すること。
- (10) 本業務の遂行にあたっては、コンベンションチーム、その他関係者と密に連携を図ること。またコンベンションチームから作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (11) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存する。
- (12) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者の協議の上、変更することができるものとする。
- (13) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者の協議の上、決定するものとする。